	施設名(施設数)	広島市安佐北区地域福祉センター(	5 段階評価		
20	指定管理者	指定管理者 (社福)広島市安佐北区社会福祉協議会			
	施設所管課	健康福祉局地域共生社会推進課	□公募	☑非公募	<b>A</b> (B)

		令和3年度	 の状況		評価	
<ul><li>① 業務の実施状況(配置人員(4月1日現在)1人)</li><li>すべての項目で「○」</li></ul>						
② 施設の利用状況 ア 利用者数等						
③ 利用者の満	足度	SHr D	7.11			
アンケー	ト回答数	満足やや満見		ふつう	а	
378	件	53. 2% 16. 8% 70. 0%	1.1% 0.0%	28.9%		
(参考) 指定管理料等の収支状況 (令和3年度)						
区分	`	計画 (ア)	実績(イ)	差引 (イ) – (ア)		
収入 (a) 指定管理	.124	556 万 5 千円 552 万 5 千円		24万4千		
1 日足官理	14	352 刀 5 下 4 万円				

区分	計画 (ア)	実績(イ)	差引 (イ) – (ア)
収入 (a)	556 万 5 千円	580 万 9 千円	24 万 4 千円
指定管理料	552 万 5 千円	577 万 5 千円	25 万円
その他	4万円	3万4千円	△6 千円
前年度繰越金	4万円	3万4千円	△6 千円
支出 (b)	556 万 5 千円	580 万 9 千円	24 万 4 千円
管理運営費等	556 万 5 千円	578 万 7 千円	22 万 2 千円
市返還金	0千円	2万2千円	2万2千円
差引 (a) - (b)	0千円	0千円	0千円

- ・ 公衆無線LAN環境の整備をしたことにより指定管理者の増加費用が生じたため、増加費用相当額について指定管理料の追加措置を行った。
- ・ 指定管理料のみでは賄えない支出については、前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。
- 指定期間の最終年度において生じた余剰金は、指定管理者が本市公益的法人であることから、本 市に全額を返還している。